

No	質問事項	回答
1	仕様書の3業務条件(3) 「会員番号の予定発行件数は20件」とありますが、仕様書別紙記載の官署(以下「各官署」という。)ごとに会員番号発番が必要でしょうか。	各官署ごとに会員番号の発行が必要となります。 【内訳】 ①九州農政局・・・2件 ②その他の官署18か所・・・各1件(18件)
2	仕様書の3業務条件(5) 「請求書及び利用明細書を甲に提出すること」とありますが、 ①請求書及び明細書の送付先は各官署ごとでしょうか。 又は ②請求書及び明細書の送付先は九州農政局のみで、1枚の請求書内で19官署の利用が判別できることよろしいのでしょうか。	請求書及び明細書の送付先は、②のとおりであり、会員番号20件分を合計した請求書を、九州農政局官署支出宛にて送付します。 なお、請求書の別紙として提出する会員番号ごとの利用が判別できる明細書は、会員番号ごとに別葉が望ましいですが、会員番号ごとの利用が判別可能な一括明細でも可とします。
3	No2質問に加えて、以下の運用が可能でしょうか。 契約はカードと農政局様で1契約のみ(カード番号は1件、19拠点すべて同じカード番号でご利用いただく) ①(カード会社)請求金額確定、明細書発行 ②(カード会社→農政局様)請求金額を通知(メール等) ③(農政局様)各負担者ごとの内訳を作成 ④(農政局様→カード会社)各負担者ごとの内訳を通知 ⑤(各負担者様)カード会社へ利用分をお振込み	No.1の回答のとおりであり、ご質問の運用は不可となります。
4	3業務条件(7) 拠点ごとにクレジットカード番号を発番する場合、明細はカード番号ごとに作成されますので、明細上で各拠点の請求金額は判別できます。 一方、(7)では「各負担者ごとの金額内訳は農政局様からカード会社へ通知」とあり、現在イメージされている運用フロー図がある場合はご教示いただけないでしょうか。	仕様書3(7)は、仕様書別紙の官署以外の者が負担すべき料金がある場合の取扱を記載しており、この運用は以下のとおりです。 ①カード会社から農政局へ請求書及び明細書を提出 ②仕様書別紙の官署のうち、佐賀県拠点及び長崎県拠点には、他省庁等が負担すべき料金が含まれることから、九州農政局で明細を確認の上、各負担者ごとの明細の内訳を作成し、カード会社へ通知 ③明細の内訳のとおり、各負担者のそれぞれからカード会社に振り込む
5	公共料金のカード払いには、クレジットカード番号発番とは別に、各事業者へカード払いの申込が必要かと存じます。御局としてはカード払いの開始は登録でき次第のイメージでしょうか。 ※事業者様側での登録には1~2か月ほど時間を要する場合もあるようですので、利用開始月(例えば4月利用分から必ずカード決済にしたい等)に明確な予定があるのか確認したい意図です。	貴見のとおり。 なお、本契約締結時に、九州農政局に監督職員をおいて19官署のカード払い申込状況等の情報を管理し、受注者様との間においてカード払い対象案件の確認ができる体制を整えることとしています。
6	当社のクレジットカードは有効期間7年で発行となりますが、よろしいでしょうか。	仕様書2のとおり、付与された会員番号の有効期限の範囲内で次年度以降更新することとなります。